

那珂市議会 議会運営委員会会議録

開催日時 令和2年12月15日（火）午前9時30分

開催場所 那珂市議会第2委員会室

出席委員 委員長 萩谷 俊行 副委員長 富山 豪
委員 大和田和男 委員 寺門 厚
委員 勝村 晃夫

欠席委員 委員 小池 正夫

職務のため出席した者の職氏名

議長 福田耕四郎 副議長 木野 広宣
事務局長 渡邊 荘一 次長 横山 明子
次長補佐 大内 秀幸

会議事件説明のため出席した者の職氏名

市長 先崎 光 副市長 谷口 克文
総務部長 加藤 裕一

会議に付した事件

(1) 議案の追加について

…執行部より議案2件の追加提出あり

(2) 令和3年第1回定例会について

…会期日程等について協議

(3) 請願第3号の取扱いについて

…趣旨採択について協議

議事の経過（出席者の発言は以下のとおり）

開会（午前9時28分）

委員長 おはようございます。

今会期も明日までということで、今年最後の議会運営委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

今日は追加案件もございますので、また皆さんの慎重審議いただきながら運営委員会を進めていきたいと思っておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

それでは座って進行させていただきます。

ただいまの出席委員は5名であります。

欠席委員は小池議員の1名であります。

定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、市長、副市長、総務部長の出席を求めています。

職務のため、議長、副議長及び議会事務局職員が出席をしております。

ここで議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 おはようございます。

年の瀬も大分迫ってまいりました。

またコロナに対しては、執行部、市長をはじめ、皆さんのご尽力、もうしばらくこれは続くような、こういう報道がされております。

ひとつ執行部におかれましても、コロナの拡大防止、ご尽力を賜りたい、こういうふうに思っているところでございます。

大分寒くなりました。

ひとつ体調を崩さぬように、年内の議会がスムーズに行くようにひとつよろしくお願いをしたいと思います。

また今日は、追加議案、その他案件が出ております。

慎重なるご審議を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

ご苦労さまです。

委員長 ありがとうございます。

続きまして、市長よりご挨拶をお願いいたします。

市長 おはようございます。

本日の議会運営委員会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員各位におかれましては、連日、慎重なるご審議を賜っておりまして、重ねて御礼を申し上げます。

また、本委員会の皆様には日頃より、円滑なる議会運営のためにご尽力をいただいておりますことに対しましても、併せて敬意を表する次第でございます。

ただいま議長からありましたように、寒くなってきて、このコロナの状況が大変気になります。

おかげさまで那珂市は、その後1人だけ感染をしましたが、落ち着いているという状態ですけれども、引き続き、近隣でも、ぽつぽつ出てますので、注意をしてみたいと思っております。

ご案内のように、1月の賀詞交換会につきましては、そういった事情で中止をさせていただきます。

今のところ成人式、そして出初式のほうは、いろんな対策をして実行したいということで、今、検討を進めておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

さて本日は、追加案件として提出いたします議案2件及び次回定例会の日程につきまして、ご審議をいただくこととなっております。

今後とも、市政運営が円滑に推進できますようご理解、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

よろしく申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

これより議事に入ります。

議案等の追加について、資料をご覧のとおり、執行部から議案2件が追加提出されました。

内容については、お手元の議案書のとおりです。

この追加議案については、この後の全員協議会でご説明いただきますが、総務部長から簡単に概要の説明をお願いいたします。

総務部長 それでは追加議案書をご覧いただきたいと思います。

追加議案書の1ページになります。

議案第87号、物品売買契約の締結についてになります。

小・中学校学習用タブレット購入に伴い議決をいただくものでございます。

3ページをお願いいたします。

議案第88号、人権擁護委員の推薦についてになります。

任期満了に伴い、再任するに当たり意見を求めるものでございます。

以上2件になります。よろしくをお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

追加議案については、明日の本会議に上程し、委員会付託を省略して採決を行うことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 それではそのように決定いたします。

続きまして、令和3年第1回定例会会期日程(案)について、事務局から説明をお願いします。

次長補佐 別添の令和3年第1回那珂市議会定例会会期日程(案)をご覧ください。

それでは、ご説明いたします。

まず一番下に記載してございます、開会前の議会運営委員会、全員協議会、議案説明会を2月22日、月曜日に予定しております。

表の中に戻りまして、3月2日火曜日、こちらが本会議開会から議案の上程・説明となります。

3日が休会ですが、議案質疑通告締切りが正午までとなっております。

4日、木曜日が一般質問。

5日、金曜日が一般質問と議案質疑、議案の委員会付託、請願・陳情の委員会付託となっております。

6日から8日が休会。

9日から12日までが、総務生活、産業建設、教育厚生、原子力安全対策の各常任委員会。

13日から17日までが休会。

18日、木曜日が議会運営委員会、全員協議会。

19日金曜日が最終日、本会議で委員会報告・質疑・討論・採決、閉会の予定でございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

これについてご意見、質疑等ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 それではこの会期日程(案)について決定をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 それではこの会期日程に決定いたします。

ここで執行部に関係する案件は終了いたしました。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

ご退席お願いいたします。

ご苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

休憩(午前9時35分)

再開(午前9時37分)

委員長 再開いたします。

請願第3号の取扱いについてであります。

12月7日に行われました産業建設常任委員会でのこの件の審査の結果について、産業建設常任委員会、大和田委員長より報告をお願いいたします。

大和田委員 それでは今回、「請願第3号 自家増殖を原則禁止とする種苗法改正の慎重審議を求める意見書提出を求める請願」ということなんですけども、国の情勢がちょっと変わりました、12月2日の参議院本会議において賛成多数で可決され成立してしまったというところで、前回の産業建設常任委員会でもどのように扱えばいいかというのを議論させていただきました。

その際、近隣市町村の動向とか、全国市議会議長会の見解を確認しましたが、市議会として結論を導き出すことが基本であるということで、どのような扱いをするかを話合ったところなんですけども、遡りますと11月にJA常陸とか、あとは市内農業者の皆さんと懇談をしましたところ、やはり国内の優良品種を守ることも必要だけでも、許諾料により農家の負担が増える不安感があったり、あと改正に影響などの詳細が周知されていないことへの危惧、食の安全を脅かすなどの理由で、全国的にも反対の意見があることから国会でも慎重に議論してほしいとの意見があったところです。

当委員会でも請願採択のほうに賛成の意見が出ていたところで、このような事態だったということで、今回の委員会では、そういった請願者、または市内の農業者の思いを酌みながら、趣旨採択という形で、全会一致で趣旨採択すべきものとなりました。

全員協議会で報告をする前に議会運営委員会に諮るものとしてご報告をいたします。

委員長 ありがとうございます。

続きまして事務局から説明をお願いしたいと思います。

次長 それではただいま、大和田委員長のほうから請願第3号の委員会での取扱いで、趣旨採択という結果が出たことにつきまして、那珂市議会ではこれまで、使ってこなかった処理方法になりますので、明日の本会議での採決の仕方も含めまして、この件の取扱いについて私のほうから補足説明をさせていただきます。

本日資料1枚のものなんですけどもお配りしております。

趣旨採択とはどのようなものかということからなんですけれども、請願における趣旨採択についてという資料をご覧いただきたいと思います。

まず趣旨採択とは、請願に対する議会の意思は、本来、採択または不採択のいずれかしかないわけなんですけれども、請願の願意について理解はできるものの、実現可能性の面で問題があるような場合に、請願の趣旨には賛成であるという意味で使う決定方法で、あくまでも便宜的な処理方法ということになります。

通常請願は委員会に付託されまして、審査が行われて、その結果が本会議で委員長から報告されるという流れなんですけれども、その結果というのは会議規則上は採択すべきものとするか、不採択とするべきものとするか、この2つしかないということになります。

資料のほうの中ほどの会議規則第143条に記載されている内容でございます。

ただし、請願の趣旨には賛同するものの、それを採択するには問題があるような場合ですとか、かといって不採択とするにもちょっと忍びないような状況の場合に、今回の請願で言いますと、種苗法改正に当たってはいろんな問題があるので、国に対して慎重審議を求める意見書を出してほしいという内容のものだったわけですが、既に種苗法の改正法案が国会で可決・成立してしまいましたので、議会として意見書を提出することが現実的ではない状況になってしまいました。

それに当たって趣旨採択という形をとって、請願者の訴えに理解を示した上で、国への意見書は提出しないという取扱いをしようとするものでございます。

これは実際にほかの市議会でも取られている手法でございまして、趣旨採択のほかにも、請願者が求めている何項目かの事項のうち、賛同できる一部の項目だけを採択する「一部採択」というものも、会議規則にはない便宜上の取扱いとして実際に行われているものでございます。

そこで今回の趣旨採択につきまして、明日の本会議での採決の方法についてご説明いたします。

資料の(2)番、本会議での採決方法というところを見ていただきたいんですが、まず本会議の中で、請願第3号が議題になりまして、常任委員会委員長から、審議の結果、趣旨採択としたという報告がなされます。

委員長報告を踏まえて、請願を趣旨採択とすることについて可否を諮ります。

これは、趣旨採択は、請願に対する一種の修正案とみなされるため、原案よりも先に諮るという原則によるものでございます。

例えば、議案の修正案などが出た場合でも、議会から出た場合、原案を諮っても意味がありませんので修正案をまず諮るという流れになっているのと同じ扱いでございます。

そこで、お諮りしたときに可決されれば、議決結果として趣旨採択というものが確定するという流れです。

否決された場合には、請願の原案について再度、採択にするのか不採択にするのかを諮り直すという順番で行います。

繰り返しになりますけれども、明日の本会議での議長の進行としましては、委員長の報告は趣旨採択とすべきものと、前置きをした上で、請願第3号を趣旨採択にすることに賛成かどうかお諮りしますので、採決の際はよろしくお願ひします。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

これについて質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 それではこの件につきましては、明日の本会議において採決することになりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きましてその他についてですが、議会（本会議）の発言について、事務局より説明があります。

事務局長 それでは資料の「議会（本会議）の発言について」というものをお開きいただきたいと思ひます。

ここに書いてありますように、今後、那珂市議会ではICTを活用いたしましてタブレットを導入して、議会のほうをライブ配信をしていこうというふうな考えで今進めているところでございます。

特にその本会議については、そのままライブで生中継という形で流れていく予定ですので、やはりその本会議での発言等につきましては、十分に配慮をお願いしたいということでございます。

十分に配慮することによりまして、スムーズな議会運営、また、分かりやすい議会内での発言というのが、そこで達成されていきますので、その発言についての注意をするものでございます。注意喚起ということですが。

まず、一点が分かりやすい発言ということで、ここに書いてありますように本会議での発言の内容は、事前に十分に準備する部分もあると思ひますので、内容を十分に確認して、丁寧な言葉、また分かりやすい内容で、市民が議会を視聴していただくことを意識しまして、発言をお願いしたいということでございます。

議会基本条例にありますように、あとは地方自治法にもあるんですけどもその議会

の品位を保持してというのは、ここに議会基本条例で例として挙げましたが、品位を保持し、公正で誠実な責任ある言動をすることということで書いてありますので、これについて改めて、ご認識をよろしくお願ひしたいということでございます。

それから本会議の発言は通告が原則ということでございます。

会議規則にもありますように、那珂市議会では特に本会議で発言する場合には、必ず通告することが原則になっております。

特に一般質問でも同じなんですけれども、事前に通告の要旨をできるだけ詳細に掲載するか、あるいはまた、答弁者と十分な答弁調整を行うということが前提となって、一般質問ということで成り立っているところでございます。

3番として発言のルールを順守ということでございますが、議会での発言について会議規則以外にも、申合せ事項などで皆さんが決めましたルールが定まっております。

これについて、何点か厳守されてない部分がございますので、次の3点について、再度ご理解とご協力をお願いしたいというふうに考えております。

まず一点は、通告につきましては、一般質問の通告は定例会開会までの10日前の正午までということとなっております。

これについては、ほとんど守られていますけれども、たまに何とかそこを追加してくれとかっていう方がいらっしゃいますので、それについてはお断りをしているということがございますので、事前に質問内容については十分に協議・検討をお願いしますということでございます。

それから、一般質問の執行部との調整につきましては、定例会開会の前日までに終了するよというということで、これは申合せ内規に記載されております。

まれになかなか本会議始まっても、答弁調整が終わってないという方がいらっしゃる傾向がございますので、これについて厳守をお願いしたいと思います。

特に執行部のほうでは、開会したその日に全部答弁を集めまして、そこで答弁の検討会を実施しているという状況もございますので、開会前には答弁の調整を終了するよというようにお願いしたいと思います。

それから、通告外の発言ということで、ここでいう通告外っていうのは、質問の通告をしていないというものと答弁調整がしていないっていうものと、通告した範囲以外の質問については、基本的に発言ができないことになっています。

会議規則等にも定めがございますので、これについても注意をお願いいたします。

このような発言を、ここに書いてありますように許可をしてしまうと、もう際限なく何でもできるような状態になってしまうということも想定されます。

本会議の議会運営にもそのスムーズな運営にも支障を来す場合がございますので、この部分については、改めてご認識をしていただきたいと思います。

後ろに資料をつけておきましたので、会議規則とか申合せ事項とか、実際に発言に関しての書いてある部分を掲載しましたので、後でご確認のほうをお願いしたいと思います。

います。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

この件について質疑、ご意見ございませんでしょうか。

寺門委員 前回の一般質問の折に、どうしても聞かざるを得ないことがあって、事前に打合せをしたというふうには聞いてるんですが、今回のこの例でいうとそれも認めませんよと、全て駄目ですよという話になろうかと思うんですね。

やむを得ない場合、どうしても打合せしたにもかかわらず、どうしてもこれだけはどうしても出てきた場合、それは議長に確認いただいて、認める認めないはそれで判断していただけたらなというふうにするんです。

全て打合せが完璧に終わるということも、例えば、情勢が変わるっていうのは、同じ内容の質問の方がいらっしゃって、変えるという場合で、どうしてもこの質問を聞かなきゃいけないよという場合が出てくると思うんですね。

そういう場合は、必ずその議長の承認をもらって、これはこういうふうに変えますよという話は、これは当然やらなきゃいけないと思うんですね。

ただ、きちんと事前に打合せが完了しておらずに、聞くことが足りなかったっていうんで、その場で言うってのはもう、駄目な話になるんでね、それはよく分かるんです。

だから、どうしてもこれだけは聞いておきたいというのが後ほど出た場合には、議長の承認をもらって、これは駄目ですっていうことであればもうそれでいいと思うんでね。

今回の話は打合せが十分じゃなかったっていうふうに私は理解していたんで、改めてこれはもう一度徹底するのはいいことだと思うんですけどね。

その辺はきちんと我々も当然守っていかなきゃいけないし、全員で守りましょうって話になると思うんですね。

打合せを十分にやるという、それは執行部にもお願いはしたいところです。

事務局長 今、寺門委員がおっしゃったように後で事情が変わって、いろいろ答弁調整があるっていうことはあり得ることだとは思いますが、基本は十分に調整をさせていただいて、それで、一般質問は、質問する議員と執行部がお互いにやってるものから、議長がそれを全て把握するっていうことはまずできないんですね。

基本的に議長は全員の答弁書をいただいています。

それに従って、次は誰が答弁するっていう形で流れを、議会運営を行ってる部分があるので、原則はその答弁書を作成して、こちらにいただければ、ある程度スムーズな流れで議会運営はできるということなので、どうしても追加するっていう場合は、ちゃんと答弁調整をした上で、答弁書を作成していただければ。

それがないと議長も認める、認めないが分かんないですからね。最終的には。

それはあまりないと思うんですけども、ただ、執行部も答弁の検討会とかやった上

で答弁が変わる可能性があるんで、その場合は答弁の差し替えとか何かっていうのは十分あり得ると思います。

委員長 ほかにご意見等ございませんか。

寺門委員 だから、要するに事前の打合せをきちんとやりましょうというところは念押しをしていただきたいと思います。

以上です。

木野委員 一点、皆さんも多分、一般質問されるときに、一番最初に通告に従いまして質問させていただきましてやると思うんですよ。

ですからその辺の言った以上は、それにのっとってやるべきだなって私は個人的に思いますけど。

委員長 ほかにございませんか。

副委員長 やりとりの中に見える部分なんですけど、通告してありますよ。

例えば、答弁にある程度納得いく答弁じゃなくて、やっぱり追加でもう一回同じ質問で再質問をかけたい場合って誰しもあると思うんですよ。

内容から逸脱することでもないですし、結局同じ答弁が返ってきても、やっぱりどうしても納得いかないっていう場合には、多少調整をしながらそういうのはやってよろしいのかなっていうのはちょっと聞きたいんですけど。

議長 答弁書をいただくわけでしょ。だからそれは事前に分かってる。

それに対して納得いかない場合には、再質問を通告すればいいんですよ。

ちゃんと通告すれば、調整してあれば大丈夫ですよ。

その場で納得いかないからっていうことで今回あったわけ。

一つ加えて言うとね、今回、四、五人いたよ。通告外の質問した経緯が。

それは余りにもちょっと多過ぎたね、今回はね。

特に私が感じたのは市長に対する答弁。

これ通告も何もなかった。

これ最後に、皆さん市長って振ってくるよね。

そのときの通告は全くなかったよね。今回は認めましたけど。

だからそういうのがちょっと目立ち過ぎたかな、今回は。

副委員長 そうするとやっぱり再質問かける場合でもきちんと通告を取って、この答弁では納得いかないからもう一回やりますよっていうのは、また再度答弁いただくような形になっても、ちゃんと通告するっていう形を取れば。

議長 事前に打合せをしていれば。

委員長 この点につきましては、全員協議会でもう一度事務局長に説明をいただいて、後に私からもやっぱり今回、議長からお話出ましたけど、数名の方が出たということで、もう一度注意喚起をしたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長　そういうことで全員協議会での説明後に、再度注意喚起したいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

以上で本日の案件は終了いたしました。

議会運営委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会（午前9時58分）

令和3年2月22日

那珂市議会　議会運営委員会委員長　萩谷　俊行